(国土交通委員会)

玉 際 航 海 船 舶及び 玉 際港 湾 施 設 の 保 安 の 確 保 等に 関 する法 律 案 (閣法: 第五三号)(衆議 院送 付

要旨

本 法 律 案 は、 平 成 十四年十二月十二日に ·採択· され た 千 九 百 七十四 年 の 海 上に お け る 人 命 の 安 全 の た め の

玉 際 条 約 S 0 L Α S 条 約 附 属 書 の 改 正 に 伴 ľί 所 要 の 措 置 を 講 じようとする も の で あ ij そ の 主 な 内

容は次のとおりである。

一、目的

こ の 法 律 は、 玉 際 航 海 船 舶 及 び 玉 際 港 湾 施 設 の 所 有 者 等 が 講 ずべ き 保 安 の 確 保 の た め に 必 要 な 措 置 を 定

め ることに ょ IJ 玉 際 航 海 船 舶 及 び 玉 際 港 湾 施 設 に 対 し て 行 わ れ る お そ れ が あ る 危 害 行 為 の 防 止 を 义 る لح

も に 玉 際 航 海 船 舶 の 本 邦 の 港 ^ の λ 港 に 係 る 規 制 に 関 す る 措 置 を 定 めることに より 当 該 玉 際 航 海 船 舶 に

係 る 危 害 行 為 に 起 因 U て 玉 際 航 海 船 舶 又 は 玉 際 港 湾 施 設 に 対 U て生ずるおそれ がある 危 険 の 防 止 を 义 ij

併 ť てこれ 5 の 事 項 に 関 す á 国 際 約 束 の 適 確 な 実 施 を確保し、 もって人の生命及び身体並びに 財 産 の 保 護

に資することを目的とする。

二、国際航海船舶の保安の確

保

玉 際 航 海 船 舶 の 所 有 者 は 保 安 規 程 の 作 成 及 び 実 施 船 舶 警 報 通 報 装 置 の 設 置 並 び に 保安管 理 者 の 選 任

等 の 措 置 を 講 じ 玉 土 交 通 大臣 に ょ る 保 安 規 程 の 承 認 及び 船 舶 の 検 查 を 受け、 船 舶 保 安 証 書 の 交 付 を 受け

なければならない。

三、国際港湾施設の保安の確保

玉 際 埠 頭 施 設 等 の 管 理 者 等 は 保 安 規 程 の 作 成 及び 実 施 保 安 設 備 の 設置 並 び に 保 安 管 理 者 の 選 任 等 **ഗ**

措 置 を 講 じ、 国 土 交 通 大 臣 に ょ る 保 安 規 程 の 承 認 を 受 け な け れ ば な 5 な ١,

四、国際航海船舶の入港に係る規制

海 上 保 安庁 長 官 は、 本 邦 の 港 に 入 港 U ようとす る 玉 際 航 海 船 舶 等 の 船 長 に 船 舶 保 安 情 報 を 通 報 させ、 必

要 に 応じ て、 当 該 船 舶 に 対 L て 立 入検査 等を行 ľί そ の 結 果 等 か 5 合 理 的 に 判 断 し て、 当 該 船 舶 に 起 因 L

て 玉 際 港 湾 施 設 等 に . 対 し 7 急迫 L た 危 ,)) が生じるお そ れ が あ ij か う、 当該 危 険 を防止 する た め 他 に 適 当

な 手 段 が ない と認 めるときは、 入 港 の 禁 止 等の 措 置 を 講ずることとする。

五、施行期日

力を生ずる日から施行する。